

岐阜県消費者施策推進指針(案)に対する意見

住所又は所在地	〒509-0197 各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1	
氏名 (団体、企業等の方はその名称及び担当者名)	全岐阜県生活協同組合連合会 専務理事 佐藤圭三	
連絡先 (※いずれか一つ で結構です)	電話番号	058-370-6867
	F A X	
	電子メールアドレス	
ご意見見		
<p>※該当箇所（ページ番号等）を明記した上でご意見ください。</p> <p>該当箇所：5. 重点項目（成年年齢の引き下げへの対応）P55</p> <p>ご意見：</p> <p>この項目を本推進指針の重点項目に掲げる事は賛成です。この推進指針の計画期間（2020年度から2024年度）のなかで、消費者に最大の影響を与えるのは、2022年度の成年年齢の引き下げです。推進指針の3ページにもありますように、2022年度は6万人が成年を迎えますが、その後は毎年2万人となり、徐々に減少していきます。55ページには、「若者に特化した啓発」や「相談窓口・消費者ホットラインの周知・啓発」とありますが、このくらい的人数であれば県として直接新成人に注意喚起や情報提供のDMを送ったり、高校で配布したりすることができるのではないかと思います。2022年は少し大変ですが、以後は定型の事業として継続できるのではないのでしょうか。また、SNSによる情報発信も効果があると思います。</p> <p>該当箇所：⑤エシカル消費（倫理的消費）の普及・啓発 P45</p> <p>ご意見：</p> <p>24ページの実態調査結果にもありますとおり、現状では認知度も実践も非常に低いのが実態です。その認知度や実践を向上させる施策が「消費者向け啓発資料にエシカル消費の理念や実践ポイントを盛り込むなど、普及・啓発を実施」だけでは弱いのではないのでしょうか。エシカル消費の理念や実践を知ってもらうキャンペーンを実施するとか、エシカル消費を目指している生協等と連携を行なったらいかがでしょうか。</p> <p>該当箇所：②市町村消費者行政への支援 P48</p> <p>ご意見：</p> <p>市町村の消費者行政窓口の強化は、本推進指針にもありますとおり、大変重要な課題です。そんな市町村の最大の要望は財政的な支援だと思われます。指針には、「消費者庁の地方諸費者行政強化交付金を最大限に活用して」とありますが、交付金活用期限の終了後はどうなるのでしょうか。</p>		

もちろん市町村の独自財源の確保が基本となると思われませんが、それだけだと大変厳しい財政状況の中で、せつかくここまで整備・充実されてきた市町村の消費者行政が弱体化していく恐れがあります。県としてその点の対応又は財政的な支援はできないでしょうか。また、相談員の研修も5圏域で開催する等の参加のしやすさの工夫も必要ではないかと思えます。

該当箇所：④消費生活情報の提供 P44

ご意見：

22 ページの実態調査結果にありますとおり、消費者の消費生活に関する情報の入手方法は、圧倒的に「テレビ・ラジオ」で、「新聞・雑誌」とともに「ネットニュース」があがっています。施策・取組みでは、「新聞等マスメディアを通じた情報提供」とありますが、この「テレビ・ラジオ」「新聞・雑誌」「ネットニュース」への情報のリリース方法の具体化が必要だと思われま。消費生活安定審議会の場合でも、新聞社の委員から「今起こっている消費者被害の情報をもらえたら記事にできるのに」という発言もありました。消費者被害情報の定期的なマスコミリリース等、スピード感をもった情報提供をご検討ください。

該当箇所：①場や消費者の多様性に応じた学ぶ機会の提供 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校） P35

ご意見：

消費者教育の推進には教育委員会との連携が必須と考えます。特に、小・中・高等学校は、教育委員会との連携がなければ実質進まないと思われま。施策のなかには、「関係部局との連携による・・・」という記述がありますが、この関係部局は県や市町村の教育委員会も含まれるのでしょうか。

該当箇所：①消費者団体等との協働 P53

ご意見：

私どもも団体会員となっております「消費者ネットワーク岐阜」は、県民生活課とのコミュニケーションも連携も良好に進んでいると認識しています。ぜひ、今後も連携を強化していただけますようお願いしま。

【提出先】

- (1) 郵送 〒500-8384（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
岐阜県環境生活部県民生活相談センター企画係 行
- (2) FAX 058-277-1005
- (3) 電子メール c11266@pref.gifu.lg.jp